

第2次松山市食育推進計画について

平成17年に6月に「食育基本法」が制定されました。松山市でも同法に基づき、食育を市民運動として総合的かつ継続的な視点から推進するため、平成20年2月に松山市食育推進計画を策定し、5年間にわたり関係機関や団体等と連携し、食育の推進に取り組んできました。

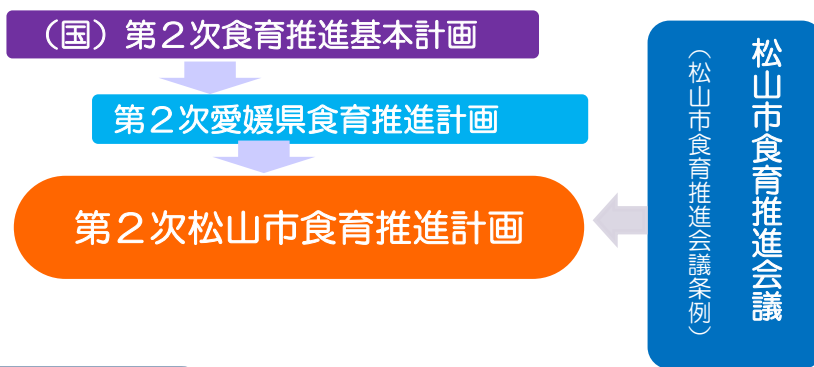
今回、国で平成23年から27年度までの新たな第2次食育推進計画基本計画が策定され、県においても第2次計画が策定されました。

これらに伴い本市でも、平成24年度実施した市民意識調査等の結果から、これまでの取り組みや新たな課題を踏まえ前回の計画を見直すこととしました。

そこで、継続的な視点から推進していくため、コンセプトを「周知」から「実践」とし、第2次松山市食育推進計画を策定します。

計画の位置づけ

食育基本法第18条の規定に基づき、食育を具体的に推進するための第2次松山市食育推進計画を策定します。



計画の期間

平成25年度から平成29年度までとします。

(第1次松山市食育推進計画 平成20年度～平成24年度まで)

計画の基本理念

『食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健康な心身と豊かな人間性を育む』という理念に基づき、多様な関係者が連携しつつ、市民一人ひとりが、次の3つの目標を達成できるよう市民運動として食育を推進していきます

スローガン: **楽しく食べてうまいぞなもし**

基本的目標

- ①食について自ら考え、判断する
- ②健全な食生活を実践する
- ③自然を愛し、食への理解を深める

計画の主軸

「共食」

「共食」とは、共に生活している人々(友人知人も含む)と食行動を共にすること。家族等と食事を共にすることは、食を通じた多様なコミュニケーションを深め、箸の持ち方といった食事の作法、食べ物を大切にすることなど様々なことを学ぶ時間でもあります。